

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会
液化石油ガス小委員会（第14回）議事要旨

●日時

令和3年3月22日（月曜日） 15:00～17:00

●場所

経済産業省別館3階312各省庁共用会議室およびweb会議

●議題

- （1）「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況について
- （2）LPガス事故発生状況について
- （3）「液化石油ガス安全高度化計画2030」の策定について
- （4）新型コロナウイルス感染症を契機とした対策
- （5）液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への移譲について
- （6）2020年度立入検査の実施状況及び2021年度立入検査の重点について

●出席者

委員長：大谷委員長

委員：浅野委員、天野委員、井伊委員、鵜飼委員、榎本委員、吉田専務理事（小笠原委員代理）、近藤委員、坂田委員、藪内専務理事（相良委員代理）、石井係長（堀江委員代理）、堀口委員、本多委員、山田委員

事務局：太田大臣官房技術総括・保安審議官、後藤大臣官房審議官（産業保安担当）、月舘ガス安全室長 他

●議事概要

各議題の審議状況、委員の主な発言は以下のとおり。

- （1）「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況について
事務局より資料1について説明した。
- （2）LPガス事故発生状況について
事務局より資料2-1、2-2について説明した後、委員より次の意見があった。
○他工事事故が多いことが課題。「積極的な周知」について、更なる工夫に期待したい。
○「他工事が最大要因」というほどLP販売ガス事業者が要因の事故件数との差は無い。表現見直しの検討をすべき。
- （3）「液化石油ガス安全高度化計画2030」の策定について
事務局より資料3-1、3-2について説明した後、委員より次の意見があった。
○業界としてやらないといけないことが明確化され。感謝。事故ゼロに向けてやらなければ

ならないことは、警報器とメーターの連動だか、その前の警報器の普及について、業界の一部に積極的でない事業者が存在するのも事実であるため、更なる取組について引き続き検討をお願いしたい。

○事業者や国の取組だけで無く、消費者側の協力や行動も重要である。国や事業者に求める取組と同列ではないが、消費者側の取組を促す表現をも盛り込んでほしい。

(4) 新型コロナウイルス感染症を契機とした対策
事務局より資料4について説明した。

(5) 液石法に基づく事務・権限の道府県から指定都市への移譲について
事務局より資料5について説明した後、委員より次の意見があった。

○指定都市への権限移譲については、安全確保が大前提。安全確保の体制面が重要。自治体の声を受け止め、適切に対応する必要がある。専門機関として教育実績を生かし、権限移譲についても積極的に貢献する。

(6) 2020年度立入検査の実施状況及び2021年度立入検査の重点について
事務局より資料6について説明した。

●お問い合わせ先

産業保安グループガス安全室

電話：03-3501-1672

FAX：03-3501-6544